

建設業許可の主な改正点（令和2年10月1日）について

令和2年10月
京都府建設交通部指導検査課

令和元年に「新・担い手3法」として一体的に改正された改正建設業法について、一部の規定を除き令和2年10月1日から施行されました。

これに伴う建設業許可の主な改正点について、お知らせします。

詳細につきましては、「建設業許可申請の手引き（令和2年10月版）」を必ず御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

1 許可要件について

経營業務管理責任者要件が、適正な経營業務体制を有していることに改正され、「経營業務管理責任者要件の見直し」・「適切な保険への加入の要件化」されました。

(1) 経營業務管理責任者要件の見直し（建設業法施行規則（以下「規則」という）第7条第1号）

ア 要件の緩和

改正前は、

①許可を受けようとする業種と同一業種の経営経験の場合5年、異なる業種の経営経験6年が必要

②補佐経験の場合、経験を積んだ業種の経營業務管理責任者にしかねないとの制約がありましたが、改正後は、

①経営経験を積んだ業種に関わらず5年に統一

②異なる業種の経營業務管理責任者になることが可能となりました。

常勤役員等のうち1人が、次の(a)～(c)のいずれかに該当する者であること		
(a)	規則第7条第1号イ(1)該当	経營業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
(b)	規則第7条第1号イ(2)該当	権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること
(c)	規則第7条第1号イ(3)該当	経營業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経營業務を補佐した経験を有すること

イ 要件の追加

アの要件に加え、常勤役員等＋当該常勤役員等を直接に補佐する者の組合せで次頁の要件を満たしている場合も、経營業務管理責任者要件を満たすとされました。

常勤役員等のうち1人が、次のⅠⅡのいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(a)～(c)の全ての経験を有する者（同一人でも複数人（最大3名）でも可）を配置していること			
常勤役員等	Ⅰ	規則第7条第1号 □(1)該当	以下(a)～(c)のいずれかの経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）
	Ⅱ	規則第7条第1号 □(2)該当	5年以上の役員等の経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）
直接に補佐する者	(a)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験を有すること
	(b)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験を有すること
	(c)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の業務運営の業務経験を有すること

(2) 適切な保険に加入していること（規則第7条第2号）

健康保険、厚生年金及び雇用保険への加入が要件化され、全ての営業所に関し、届出を提出していることが許可の要件となりました（適用除外の場合を除く）。これらに未加入の場合、許可・更新は認められません。

「健康保険等の加入状況」の様式について、「保険の加入状況」の欄の記載要領が変更となりましたので、ご注意ください。

「保険の加入状況」の欄	改正前	改正後
1	加入	加入
2	未加入	適用除外
3	適用除外	本社一括加入

また、保険加入を確認する書類（「領収証書」、「労働保険概算・確定保険料申告書」等）については、写しの提示から写しの提出に変更となりました。

2 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）、相続における認可制度の創設について

改正前は、承継先が、新規・業種追加で許可を受ける必要があるため、承継日から許可取得までの間、許可の空白期間が生じておりました。

今回、認可制度が創設され、事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の場合、事前に認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元の有している建設業の許可を承継先が承継することになり、許可の空白期間が生じませんので、スムーズな事業承継が可能となります。

また、相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内の申請により、許可を承継できます。

3 様式の変更について

改正に伴い建設業許可申請書類の様式が変更となりました。旧様式で申請があった場合、差し替えていただくこととなりますので、必ず新様式で提出してください。